

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年9月15日 14時15分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市沖島北西方沖（琵琶湖中部） 沖之島村二等三角点から真方位298° 1,460m付近 （概位 北緯35° 12.8′ 東経136° 03.1′）
インシデントの概要	プレジャーボートマリンウェーブ号は、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年10月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート マリンウェーブ号、2.0トン 253-30921 滋賀、個人所有 ガソリン機関、船内外機、4サイクル、出力114kW、回転数毎分4,000、8気筒、ボア95mm、使用燃料ガソリン、平成19年10月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、漂流中、主機が始動できなくなったので110番通報を行い、来援した警備艇によりえい航された。 本船は、本インシデント後、機関整備業者が点検し、主機始動電気回路用等のヒューズ（DC12V、容量15A）が切れていたことが判明し、同ヒューズを交換後に主機の運転が可能となった。 本船は、就航後、トイレ（電動排出型）、GPSプロッター等の電気設備を増設しており、本インシデント後、機関整備会社がそれらの機器への給電配線の経路を変更した。
分析	本船は、漂流中、主機始動電気回路用等のヒューズが切れたことから、主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。 本船は、就航後に電気設備を増設し、電路を主機始動電気回路用等に接続していたことから、同回路等用のヒューズの容量を上回る電源消費量が大きな機器を使用した際、ヒューズが溶断した可能性があると考えられるが、溶断した状況等を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中、主機始動電気回路用等のヒューズが切れたことによるものと考えられる。

	<p>ーズが切れたため、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 電気設備の工事担当者は、船上に電気設備を新規に設置する際、定格電流値等を考慮して十分な容量を有する電路に接続すること。・ 船舶所有者は、停泊中の電力消費量が多い場合、主機始動電気回路から独立した電源(発電機またはバッテリー)を備えて供給することが望ましい。・ 船長は、主機の電気系統に関する基本的な点検方法を習得しておくことが望ましい。